

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

当金庫は、法令遵守基準に則り、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等(以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。)を防止するための基本方針を次のとおり定めます。

### 1. 運営方針

当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

### 2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部署は事務部事務管理課とし、総務部リスク管理統括課と連携しながら関係する本部各部や営業店とともに、マネロン・テロ資金供与対策に取り組みます。

### 3. リスクベース・アプローチ

当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスク(顧客の業務に関するリスクを含む)を適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

### 4. 顧客の管理方針

犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認を実施し、顧客の属性に即した顧客管理を実施する態勢を整備します。また、取引時の記録等から定期的な調査・分析を行い、対応策を見直します。

### 5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい顧客やその取引等を適切に把握し、法令の定めに従い、速やかに当局へ疑わしい取引の届出を行います。

### 6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

### 7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与対策に関する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員を育成し、その確保に努めます。

### 8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

#### <用語説明>

##### ※ マネー・ローンダリング

マネー・ローンダリングとは、麻薬取引や振り込め詐欺等の違法な取引によって得た不正な収益を、偽名や他人名義の口座へ預入れたり、預金口座から預金口座へ転々と送金を繰り返す等、金融システムを利用して、資金の出所を偽装・隠蔽し、その出所が当該不正な収益であったとわからなくする行為(資金洗浄)。

##### ※ テロ資金供与

テロ資金供与等とは、金融システムを利用して、テロリストまたはその協力者等のほか、大量破壊兵器の拡散に関わる者等に対し、資金またはその他の利益を提供する行為。

##### ※ 疑わしい取引の届出

金融機関等が業務に係わる取引について、当該取引において収受した財産が犯罪収益である疑いがあるかどうか、または顧客等が当該取引に関し組織的犯罪処罰法の罪もしくは麻薬特例法の罪に当たる行為を行っている疑いがある場合、届出義務のある届出。

以上